

議案第47号

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）の請負契約を
締結するについて

令和6年5月13日、地方自治法第234条第1項の規定に基づき、条件付一般競争入札に付した東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）について、次のとおり請負契約を締結するため、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

宇治市長 松村淳子

記

1 契約の目的

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）

2 契約金額

169, 114, 000円

3 契約の相手方

宇治市木幡須留1番地の193

株式会社三洋

代表取締役 堀 靖之

4 工事場所

宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1

(提案理由)

宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。